

時価評価論争における混迷

Confusion in the Controversy about Current Value Accounting

山口幸三

Kozo Yamaguchi

要旨

国際会計基準の導入が先送りされることとなった。一旦導入を表明しておきながらの導入先送りは国際的な信用を損なうとの批判を受ける中での決定であった。わが国企業への強制適用が先送りされた国際会計基準は、「国際的に統一された高品質の会計基準の開発」という否定しがたい理念に裏打ちされた、一見すると崇高なものと思われていたからである。しかし、国際会計基準が要求する公正価値評価は公正な価値ではなく、売却時価、割引現価などの様々な時価基準の適用を容認するもので、実態としては金融資産の売却時価評価を起点として、非貨幣資産の時価評価をも目論むもので、英国・米国のような産業構造上金融資本が支配する国々の企業に適用されることを意図したものであった。わが国の産業構造上の特徴は、ドイツと同様に、製造業の占める割合が高いことにあり、製造業の企業では特定の用途に限定されて、他の用途への転用が不可能な多くの設備資産を抱えている。このような企業では非貨幣資産を売却時価で評価することには無理があり、同一の業種の生産を継続していくことが現実的である。この場合には、貸借対照表上の資産は中和化により取得原価評価にとどめ、損益計算上は収益に対応させられる費用を取替時価で評価して、価格騰貴時の架空利益を排除する内容の実体資本維持計算が妥当する。評価基準選択の問題は企業会計の目的や企業の本質観にかかわる問題であり、さらに公正価値評価はわが国の企業には適合しないということが、国際会計基準導入についての議論において重要視されなかったことが、今回の国際会計基準先送りを巡る混乱の大きな原因であったのである。

1 はじめに

2011年6月産業界の意向をうけて、それまでは早ければ2015年にもわが国企業への強制適用が予定されていた国際会計基準の導入が2~4年先送りされることになった。「公益のため、高品質の国際的な会計基準（一般目的の財務諸表において高品質で透明かつ比較可能な情報を提供する）の単一のセットの開発」という、国際会計基準審議会の掲げる崇高な理念を受け入れて、関係各界が国際会計基準導入の準備作業を進めている段階での決定であった。そのため、一旦導入を表明しておきながらの導入先送りは国際的な信用を損なうとの指摘もあり、国際会計基準の導入時期をめぐる問題は混乱を呈している。国際会計基準の導入が先送りされた最大の理由は、産業界が導入に慎重な態度を示したことにある。国際会計基準が開示を要求する包括利益とその測定の基礎となる資産の公正価値評価が、これまでわが国の企業会計制度が規定していた業績利益開示およびその測定基礎である取得原価基準とは大きく異なるものであるからである。公正価値評価の問題点は前稿[1]において指摘したとおり、「公正な価値」を標榜しながらも、その実態は資産の売却時価を中心とし、時に割引現価や取替時価が容認されたり、取得原価が許容されることすらある

というように、多様で曖昧なものであり、「時価もどき」と言ってもよいものである。公正価値はもともと、含み益を許容する資産の取得原価評価に対するアンチテーゼとして主張されたものであった。その主張においては、企業の実態を表さない取得原価評価はアンフェアな価値による評価であるが、対する資産の時価評価はフェアな価値による評価であるとされたのである。「時価＝フェアな価値、という概念が世界中のマーケットで成立した段階で、企業の価値評価をする際に時価以外の方法を使うことは、もはやできなくなっていたといえる。・・・時価以外のモノサシを使えば、「アンフェア」だと自ら宣言したようなものだからだ。」[2]こうして、わが国は公正価値評価を要求する国際会計基準を導入せざるを得なくなったわけである。そしてその際には、「国際的に統一された高品質の会計基準の開発」という一見崇高に見える理念が国際会計基準の受け入れの気運を後押ししたのである。しかし、国際会計基準の受け入れを表明した後、産業界への影響の大きさから導入を先送りするという迷走状態にある。このような混乱が引き起こされた一因は、「時価もどき」である公正価値が要求する売却時価、割引現価および取替時価などのさまざま時価の概念が正しく理解されていないためである。どの時価基準を採用するべきかという問題は、もともと企業会計に課される目的や企業の本質観とも密接に関わる問題なのである。そして、国際会計基準の導入や公正価値評価を巡る議論において、未だに取得原価基準に代わる、そして公正価値評価に対抗しうる時価評価基準を支える堅固な理論が提示されていないことが混乱の最大の原因であると思われる。本稿では、時価評価基準の分類・整理を試み、公正価値評価に対抗しうる時価評価基準を支える理論とはどのようなものなのかを検討する。

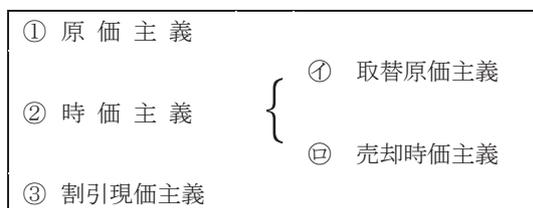
2 評価基準の分類

2.1 資産の評価基準

評価基準は資産の評価基準として論じられることが一般的である。評価基準を資産の評価基準として論じることの適否については後で論じることにして、ここでは今後の議論のための予備的考察として様々な評価基準の分類を試みる。

まず手はじめに、標準的な教科書において資産の評価基準がどのように分類されているかを見ておこう。

「資産の評価基準（貸借対照表価額の決定基準）は、次のように、資産の評価のための証拠または尺度を過去・現在・未来のいずれの時点に求めるかによって、**原価主義**、**時価主義**および**割引現価主義**の三つに分けられる。さらに、時価主義は、評価の対象とされる資産の再調達（取り替え）を考るか売却を考るかによって、**取替原価**（または**再調達原価**）**主義**と**売却時価主義**に細分される。



（太字は原文のまま）[3]

この分類を参考にして、資産の評価基準を分類・整理を試みる。ここでは資産の評価基準を分類・整理するための分類規準として時間軸と市場軸の2つを指定しよう。時間軸とは、通常の語法では過去・現在・未来のそれぞれの時点を表すが、会計上は、過去は前期以前、現在は当期そして未来は次期以降での評価額を意味する。市場軸とは、企業が接す

る購入市場および売却市場における資産の取引価額を意味する。これら2つの分類規準を組み合わせることによって、下表のような5つの評価基準が区分される。

	購入市場	売却市場
過去	取得（歴史的）原価	—
現在	取替時価	売却時価
未来	取替価値	割引現在価値

2.1.1 取得原価または歴史的な原価

購入市場における資産の前期以前の取引価額は取得原価(acquisition cost)または歴史的な原価(historical cost)と呼ばれる。原初原価(original cost)、支出原価(outlay cost)という名称が使われることもある。時価が現在または未来の金額であることと対比して、過去の取引価額であることが強調される場合には歴史的な原価と称されることが多い。企業内に取り込まれた資産の評価額がその後修正・変更された場合には、元の取引価額という意味で原初原価という名称が用いられる。取引時に資産の評価額がその対価である現金支出額によって測定される点を強調して支出原価と呼ぶこともある。

2.1.2 取替時価

購入市場における資産の当期の取引価額は取替時価(current replacement cost)と呼ばれる。購入市場において当該資産と同一の資産に取り替えるのに要する価額が取替原価であり、その取引日現在の購入価額が取替時価と呼ばれる。しかし、その取引日現在がいつの時点であるのかについてはいくつかの解釈が可能である。商品などの棚卸資産の場合は、同一の商品を再取得または再調達する購入取引日現在の価額とその商品が販売された販売取引日の価額とが考えられるであろう。設備等の有形固定資産の場合、決算日現在の当該資産と同一の有形固定資産の再取得価額ないしは再調達価額か、あるいは会計期間中の同一の有形固定資産の再取得価額ないしは再調達価額の平均値が考えられる。将来の購入市場において、同一または同種の資産の取り替えに予想される価額は次に示す取替価値と呼ばれる。

取替時価による評価が主張される場合、主に2つの目的が追求されている。1つ目は意思決定のための企業の実態を開示する情報の提供であり、2つ目は企業の実体資本維持の確認である。企業実態の開示を主張する者は、取替時価を後述する割引現価の代替値と見なす傾向があり、取替時価の理論的な位置づけが明確でない。[4]

2.1.3 取替価値

購入市場において予想される資産の次期以降の取引価額は取替価値(replacement value)と呼ばれる。取替時価が、同一資産の取替に要する当期の原価または同種資産の価格変動を表す個別価格指数を用いて歴史的な原価を当期の価額に修正して得られる評価額であるに対して、取替価値は経済変動に対応して同等の生産能力を有する資産への取替にあたり次期以降に要する価額を意味すると主張される。さらに現在使用中の資産と同一の資産への取り替えではなく、より高い生産能力を有する資産への取り替えを意味すると主張されることもある。たとえば、カナダのローゼン(L. S. Rosen)は、「取り替えというのは技術的に同一生産要素に取替えることではなく、因果関係からみて、経済的により能率の高い生産が可能な生産要素に取り替えることを意味する」と述べて、その評価額が次のように決定されることを述べている。「企業が将来のある時点で新しい資産を購入する契約を締結している場合には、当該契約価格(contract price)が収益に賦課される費用額の確認の

基礎となり、契約は締結していないが、現在使用中である資産と同一の資産の評価額がわかる場合にはその数値を用い、どちらの数値もわからない場合には、個別価格指数を用いて、現在使用中の資産と同種の資産の価格とを比較して適切な評価額が計算される。」[5]

棚卸資産については、次入先出法(Next-In, First-Out; NIFO)という評価方法が主張されることもある。米国で広く使用されている会計用語辞典の定義によると NIFO は、次のように説明されている。

「売上原価が歴史的な原価ではなく当該品目を取り替えるための原価に基づく棚卸資産評価法。例えば、取替原価(replacement cost)が\$12、取得原価が\$10の棚卸資産が\$20で販売されたとする。NIFOによると、この場合の売上総利益は\$8(\$20-\$12)である。この方法はGAAPではない。しかしながら、インフレーション期には、企業はその販売価格を取替原価に基づいて設定することによってインフレーションを先取りした価格設定をすることがあるので、NIFOを価格設定の基礎とすることがあろう。」[6]

この定義からは、NIFOにおいて用いられる取替原価がいつの時点のものであるかが不明である。NIFOの本来の趣旨からは、次の仕入にかかる仕入単価が取替原価(replacement cost)とされるが、「次の仕入」が当期中に行われるものなのかそれとも次期になってから行われるものなのか不明で、定義に曖昧さが残ると言わざるを得ない。取替時価、取替原価または取替価値という用語の定義にまつわる曖昧さが時価評価論争混迷の一因とも言える。そして、その曖昧さの原因は、取替時価、取替原価または取替価値による評価を行う目的が、実態開示情報の提供なのかそれとも実体資本の維持なのかが明確になっていないからである。

2.1.4 売却時価

売却時価は売却市場において予想される資産の当期の取引価額であるが、実際に売却された場合には実現収益の測定額ともなる。売却予想額から売却に要する費用を控除した金額は純実現可能価額(net realizable value)と呼ばれる。純実現可能価額は棚卸資産の低価法評価の上限価額としても用いられる。売却時価は国際会計基準における公正価値(fair value)の評価額の一つとして用いられている。

資産評価基準として売却時価を使用することを主張する論者にオーストラリアのチェンバース(R. J. Chambers)がある。チェンバースは、企業活動の本質を市場経済という環境に適応していく適応行動ととらえ、その適応能力は市場進出に必要な資金量の多寡によって左右されるとの考えから次のように述べている。「過去の価格をすべて除くと、所有されている非貨幣資産の貨幣等価額の測度は2つ存在する。購入価格と売却価格がそれである。しかし、購入価格あるいは取替価格は、現在の保有物に基づいて現在の状態に適応していく目的のための現金でもって市場に進出能力を示さないが、売却価格はそれを示しているのである。それゆえわれわれは、将来予想される市場でのあらゆる行動にとって、何時いかなる時点においても統一的に適合する唯一の財務的性格は市場売却価格または一切の保有財貨の実現可能価額であると提案する。」[7]

現実の問題として、売却時価を確認しようとする大きな困難に遭遇するであろう。非貨幣資産のうち有形固定資産は購入時の金額は大きいですが、他の用途への転用が限定されるため、売却可能額は僅少なものとなるであろう。棚卸資産も市場において売り注文が大量に出されると、価格が下落してしまい、結局売却価格が確定できない状態になるであろう。

チェンバースの売却時価評価論は、1970年代前後のインフレ傾向の時代背景において強力な論陣を張り、特異な学説としてわが国でも注目されたが、結局は実務化されることはなかった。しかし最近の国際会計基準において売却時価評価を中心とする公正価値評価が採用されたことから、再び注目されだした。ただし、チェンバースの売却時価評価論は非

貨幣資産を対象とするものであるのに対し、国際会計基準の公正価値評価はもっぱら金融資産を対象とし、それを非貨幣資産にも拡大適用しようとするところに大きな違いがある。

2.1.5 割引現在価値(discounted present value for future cash flows)

ある資産または投資案件から次期以降において獲得が予想される純収入の期待額を市場利子率で割り引いた金額である。割引現価と略称することもある。割引計算の対象となる純収入とはキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローの差額であり、純利益ではない。市場利子率で割り引くのは貨幣の時間価値を考慮するためである。期首における期待純収入の割引現価と期末における割引現価との差額が期中の純損益として認識される。資本予算または投資決定において現在価値法が採用される場合、投資案の評価額として計算される金額である。計算対象の予想純収入が市場における取引価額にもとづくものであるかどうかは不明である。

1970年代後半ごろから、購入市場および売却市場という分類基準の代わりに入口価値(entry value)および出口価値(exit value)という分類基準が主張されだした。取引対象である資産にとって購入市場が企業の入口に位置し、売却市場が出口にあたると考えると、入口価値は購入市場価格、出口価値は売却市場価格であるとそれぞれ解釈することもできる。しかし、それまで一般的であった購入市場および売却市場という分類基準の代わりに新たに入口価値および出口価値という分類基準が主張されだした理由が問題である。市場における取引価額は客観的な証拠に裏付けられる信頼しうる金額として会計監査上も重要視されていたはずである。それゆえに、伝統的な企業会計制度ならびに財務報告制度においては、歴史的な原価が資産の評価基準として中心的な位置を占めていたのである。時価評価が主張され出した時、評価基準として市場における取引価額に限定されていると、様々な時価基準が、ことに割引現価が評価基準としての正当性を主張しにくくなる。そこで理論上の整合性を確保するために、市場における取引価額に限定されない入口価値および出口価値という分類基準が主張されだしたものと考えられるのである。上述のようにこの分類基準は、入口価値は購入市場価格、出口価値は売却市場価格であるとそれぞれ解釈することも可能なものだからである。

ドイツ語の文献では、評価基準として取引価額(Verkehrswert)が用いられる場合に、調達価額(Beschaffungswert)および売却価額(Verkaufswert)が伝統的に用いられてきた。調達価額は調達市場における取引価額であり、売却価額は売却市場における取引価額であり、どちらも購入市場および売却市場における市場価格に基礎をおいていることは言うまでもない。

以上のように、評価基準の分類基準として購入市場および売却市場という分類基準の代わりに入口価値および出口価値という分類基準が主張されだしたことも、時価評価論争混迷の一因と考えられるのである。

3 棚卸資産評価における時価評価基準

棚卸資産評価は貸借対照表価額の決定の問題であるだけでなく、損益計算書売上高から控除される売上原価決定の問題でもある。棚卸資産評価および売上原価決定の問題は表裏一体の関係にある。

3.1 棚卸資産の取替時価評価

価格騰貴時には売上原価が歴史的な原価で評価されると、計算される利益中に架空利益が含まれ、この架空利益が課税・配当などによって企業外に流出すると、企業の資本が維持されなくなるので、それを防ぐため、取替時価による売上原価の評価が主張される。

F. シュミット(Fritz Schmidt)は、売上原価の評価にあたり次の5つの評価基準をかかげ、相対的価値維持(relative Werterhaltung)の立場から検討を加えている。[8]

- ①仕入日費用量の取得価値(Anschaffungswerte fuer Kostenmengen des Verbrauchstages)
- ②販売日における仕入日費用量の調達時価(Beschaffungswerte der Kostenmengen des Verbrauchstages am Umsatztage)
- ③販売日における販売日費用量の調達時価(Beschaffungswerte der Kostenmengen des Umsatztages am Umsatztage)
- ④取替日における仕入日費用量の調達時価(Beschaffungswerte der Kostenmengen des Verbrauchstages am Ersatztage)
- ⑤補取替日における取替日費用量の調達時価(Beschaffungswerte der Kostenmengen des Ersatztages am Ersatztage)

そしてシュミットは結論として、③の販売日における販売日費用量の調達時価によって計算された利益だけが全体経済における企業の相対的な生産能力を維持すると主張している。販売された棚卸資産について販売日現在の取替時価を売上原価の評価基準とすることを主張しているのである。売上収益が販売日現在の価格水準で評価されているので、その売上収益に対応させられる売上原価もそれと同じ価格水準で評価されるべきであるとの理由から、販売日現在の取替時価が選択されている。

取替時価による売上原価の評価を考慮する場合、取替時価が測定される時点として、シュミットは、仕入日、販売日および取替日をあげている。棚卸資産というのは一定の時点での評価額が問題とされる時点概念であるが、棚卸資産は販売されると売上原価という費用に転化する。費用というのは一定の期間への帰属が問題となる期間概念である。下図のように、商品売買が仕入-販売-取替①の時系列順に行われる場合、仕入の日における取得価額も取替①の日における取得価額もともに当期中の調達にかかる時価であり、当期中の同一価格水準にもとづく評価額である。しかし、これらはともに帳簿上は当該商品の取得原価として記録されることになる。通常、商品の仕入と販売は連続して継続的な活動として行われるので、期中の仕入価額と販売額は同一価格水準にもとづくもの同士が対応させられていると理解される。異なる価格水準の売上原価と売上高の対応が認識されるのは、前期中に仕入れた商品が当期に繰り越され、当期になって販売された場合である。期首棚卸高の評価額はまさしく前期における歴史的な原価を表している。

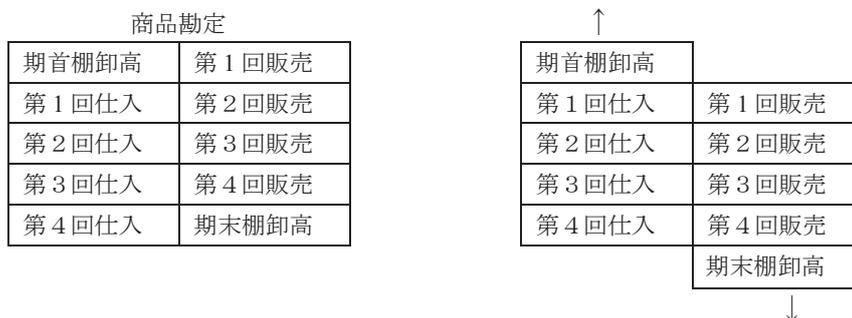


シュミットが、販売に先立って仕入が行われた場合の仕入価額が販売日現在の価格水準とは異なる価格水準にもとづくものであることを強調するのには、第1次世界大戦後のドイツにおける著しいインフレーションという特殊な事情がある。当時のドイツにおいて、レストランで食事を終えて店を出てきたら、メニューが入店時よりも高い料金に書きかえられていたという笑い話があるように、仕入から販売までの短期間に商品の調達時価が何百倍にも騰貴するようなインフレーション時には、同一期間中に仕入と販売が行われた場合でも、仕入原価と取替時価とは大きく相違するであろう。しかし、異常なインフレーション期でなくても、自由経済においては価格変動が常態であるので、企業会計上も価格変動への対応が必要であろう。

当期中に行われる取替すなわち取替①ではなく、次期に行われる取替すなわち取替②は当期において契約が締結されて、資産を受け入れるのが次期になってからであるという場合である。ローゼンのいう契約価格によって取替価値を測定するというのがこれにあたる。契約価格によって測定される取替価値は、次期以降の経済成長や技術進歩などへの対応を考慮した実体資本の維持を図るものと考えられている。

3.2 棚卸資産の取得原価評価—中和化

シュミットは、売上原価だけでなく減価償却費その他の費用も取替時価で評価することを主張するだけでなく、資産の貸借対照表価額も取替時価によることを主張している。売上原価の評価に価格変動の影響を取り入れるために、棚卸資産の貸借対照表価額決定に取得原価を用いる意見もある。下図左側の商品勘定を見ると、期首棚卸高が第1回販売の対象となり、続いて第1回仕入が第2回販売の対象となり、以下順次仕入と販売が繰り返され、最終的に第4回仕入は販売されずに期末棚卸高となっている。下図右側のように、この商品勘定の借方記入欄を上方にそして貸方の記入欄を下方に一つずつずらすと、第1回仕入が第1回販売の対象となり、続いて第2回仕入が第2回販売の対象となり、以下順次仕入と販売が繰り返され、期首棚卸高は販売されずに期末棚卸高となっている。このように、期首棚卸高をそのまま期末棚卸高として当期の販売対象から外すことによって、当期中の比較的近い価格水準の売上原価と売上が対応させられ、結果的に取替時価による売上原価の計上が行われていることが見てとれよう。この場合、期首棚卸高の評価は前期における取得価額に基づいており、期末棚卸高の評価替えは行われない。



物的な資産は、購入市場においては価格変動にさらされて活性(aktiv)状態にあるが、企業の中に取り込まれると価格変動という現実世界から遮断され、中性(neutral)状態になり、売却市場に出ると再び活性状態に戻ると考えられる。期首棚卸高および期末棚卸高は企業内部において市場から切り離された状態にあるため、その評価額も市場価格ではなく取得価額のままだに留め置かれる。これを中性化または中和化(Neutralisierung)といい、損益計算上費用の評価額には市場価格の変動を反映させるが、保有中の資産は取得原価で評価することの積極的な根拠とされる。[9]

中和化論は土地の貸借対照表上の評価額が每期取得原価にとどめられているところから発想されたものであり、この考え方を期末棚卸資産の評価に当てはめたものが基準棚卸法ないしは基礎在高法(base-stock method)であり、この方法がさらに後入先出法に発展していったのである。

後入先出法は、仕入れた順に払い出しが行われるという一般的な財貨の流れの事実と合致しないという批判を受けるが、本来の意味は実体維持にあることが強調されている。[10] これに対して、国際会計基準第2号「棚卸資産」では、棚卸資産は原価と純実現可能価額とのいずれか低い額で評価することを要求している。さらに、後入先出法は棚卸資産の流

れについて表現の忠実性を欠いており、その期末棚卸高は前期から繰り越された評価額となっており、その時点での取替時価を表さないとの理由からその適用を禁止してしまった。これは、国際会計基準が企業清算の立場に立ち、企業の所有者に帰属する投下資金の確認を目的としているからであり、実体資本の維持については配慮されていない。実体資本維持を前提とするならば、後入先出法の採用により期末棚卸高が中和化され、結果として売上原価が期中の取替時価で評価されることで、価格騰貴時の架空利益が排除されることになる。言葉の真の意味で継続企業が可能となるはずである。そして、現代においては有形固定資産のみならず棚卸資産も相当部分が、他に転用できない生産設備となっており、特定の生産形態のために固定化しているという現実がある。このような資本固定化の現実を前提とするならば、企業の清算を考慮して企業資産の売却時価を測定しようとするには無理があると言わざるを得ない。わが国の産業構造はドイツと同じく、多くの生産設備を擁する製造業の割合が高いことにその特徴がある。これに対して、公正価値評価を主張する英国ならびに米国は金融立国を目指し、わが国やドイツとは産業構造が異なることに注意しなければならない。したがって、国際会計基準をそのままわが国の企業会計制度に取り入れることには慎重でなければならない。

4 むすび

国際会計基準の強制適用が先送りされた。「国際的に統一された高品質の会計基準の開発」という美辞麗句に惑わされていたわが国も国際会計基準の要求する公正価値評価という「時価もどき」の正体にやっと気づいたのである。わが国の産業構造上大きな割合を占める製造業の企業は、生産設備として土地をはじめ多くの固定資産を保有している。これらの固定資産は伝統的に取得原価で評価され、多額の含み益を抱えていた。この点が、企業の実態を正しく表さないため海外からは「アンフェア」と非難され、公正価値評価を要求する国際会計基準を受け入れざるを得ない事態を招いたのである。しかし、国際会計基準が要求する公正価値はその名称とは裏腹に公正な価値などではなく、売却時価、割引現価、取替時価という様々な時価評価を内容とするものであり、時には取得原価評価さえも容認するという多様かつ曖昧なものである。評価基準の選択は本来、企業会計の目的や企業の本質観と密接に結びついた問題である。国際会計基準は清算企業の前提に立ち、資産、特に金融資産の売却時価評価によって、企業の所有者が投資した資金の回収額の確認を目的とするものである。多くの設備資産を擁する製造業の企業では、これらの設備資産を売却して、他の用途に転用したり、業種を転換したりすることは現実的に考えられず、継続企業を前提として、収益に対応させられる費用を取替時価で評価することによって、実体資本の維持を確認することを企業会計の目的としなければならない。

わが国の製造業の企業もバブル経済の時期に多くの金融資産を保有するようになったが、企業資産に占める割合としては棚卸資産や有形固定資産等の非貨幣資産の割合を上回ってはいない。したがって、金融資産の保有損益を主体とする「その他包括利益」が企業業績を表す損益計算を攪乱することがないようにしなければならない。企業業績を表す損益計算は実体資本維持を前提として、資産は取得原価評価によって中和化することで、売上原価およびその他の費用が取替時価で評価され、価格騰貴時の架空利益が排除される内容のものであることが必要である。

注：

[1]山口幸三稿「国際会計基準における時価評価の疑義」『経営学研究紀要』（明星大学）

第6号,2011年3月

[2]磯山友幸『国際会計基準戦争』日経BP社、2002年、p.195

- [3]新井清光[著]、川村義則[補訂]『現代会計学[第12版]』中央経済社、2011年.74頁.
- [4] Edwards,Edgar O. & Bell,Phillip W.; *The Theory and Measurement of Business Income*,1961.
伏見多美雄・藤森三男共訳『意思決定と利潤計算』日本生産性本部 1964年(昭和39年)
Revisine,Lawrence;*Replacement Cost Accounting*,1973.
- [5] Rosen,L.S.;Replacement-Value Accounting,*The Accounting Review* Vol. 42, No. 1, Jan., 1967
- [6] Sigel,Joel G. and Shim, Jae K.; *Dictionary of Accounting Terms*,Barron's,1987
- [7] Chambers,R.J.; *Accounting,Evaluation and Economic Behavior*,1966 p.92
塩原一郎訳 『現代会計学原理』(上巻)および下巻、創成社 1984年(昭和59年)
- [8]Schmidt,Fritz;*Die organische Tageswertbilanz*,3.Aufl.,1929,S.150
山下勝治訳『有機観対照表学説』同文館 1934年(昭和9年) 285頁
- [9]Mahlberg,Walter;*Der Tageswert in der Bilanz*,1925,S.1.
マールベルクは、実体資本維持ではなく、購買力資本維持の立場をとっている。
- [10]Hax,Karl;*Die Substanzerhaltung der Betriebe*,1957,S.139.
高山清治訳『ハックス経営実体維持論』同文館 1997年(平成9年) 144頁
取替時価評価の目的として企業実態開示と実体資本維持の2つが考えられるが、両者の本質的な差異は、取替時価と取得原価との評価差額を利益と理解するか資本と理解するかにある。企業実態開示目的では評価差額を分配可能な利益とし、実体資本維持目的では資本であるとして、分配可能ではないとされる。
次著を参照のこと。
不破貞春著『新訂会計理論の基礎』1964年 中央経済社
同 著 『時価評価論』1979年 同文館